証券コード　6189
2020年12月4日

株　主　各　位

東京都千代田区富士見二丁目14番36号
株式会社グローバルキッズCOMPANY
代表取締役社長　　中 正　雄 一

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会のご来場を極力お控えいただきインターネットまたは書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお事前の議決権行使にあたり、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ3ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って2020年12月21日（月曜日）午後６時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年12月22日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストB１F 会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項
1. 第５期（2019年10月１日から2020年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第５期（2019年10月１日から2020年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　取締役３名選任の件

第2号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権行使に関する事項

(1) 議決権の代理行使をされる場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出願います。なお、代理人は議決権を有する株主様１名に限らせていただきますのでご了承ください。

(2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により株主名簿管理人にご通知ください。

(3) インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○本招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書面のうち、事業報告の一部、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載をさせていただいておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.gkids.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会へご出席	書面による議決権行使	インターネットによる議決権行使
株主総会開催日時	**行使期限**	**行使期限**
2020年12月22日（火曜日）午前10時	**2020年12月21日（月曜日）午後６時30分到着分まで**	**2020年12月21日（月曜日）午後６時30分行使分まで**
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。	**議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net** にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

▶ インターネットによる議決権行使の場合

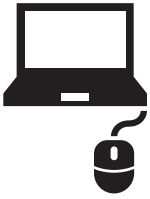

行使期限　2020年12月21日（月曜日）午後６時30分行使分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト　ウェブ行使 https://www.web54.net

- ●書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- ●インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ●議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ●インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間　午前9時～午後9時）

新型コロナウイルス感染症への対応について

当社は、株主の皆様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を行います。株主の皆様におかれましては、あらかじめご了承をいただきますとともに、ご来場につきましては、慎重にご検討いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

■ 議決権の行使

事前に議決権を行使していただくに際しては、インターネットまたは書面により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

■ 入場をお断りする場合

□ 座席の間隔を拡げるため、ご用意できる席数は例年より大幅に減少いたします。当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

□ 発熱がある方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。

□ 入場後も、体調不良等と見受けられる方には運営スタッフからお声掛けさせていただき、お帰りいただく場合がございます。

■ マスクの着用など

□ ご来場の株主様は、マスク着用をお願い申し上げます。会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。

□ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

■ 開催時間の短縮など

□ 開催時間を短縮するために、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございますので、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

□ 当社役員につきまして、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続の観点から、一部の役員のみの出席とさせていただく場合がございます。
また、出席する当社役員は、マスク等を着用させていただきます。

■ 上記対応の更新、開催日時等の変更

感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応内容を更新する場合や、開催日時・開催場所を変更する場合がございます。インターネット上の**当社ウェブサイト（https://www.gkids.jp/）**に掲載させていただきますので、ご確認くださいますよう、お願い申し上げます。

(提供書面)

事　業　報　告

(2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け極めて厳しい状況になりました。緊急事態宣言解除後は、国内の経済活動において一部持ち直しの動きが見られるものの、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、子育て支援事業を取り巻く状況は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け一部で一時的に入園を控える動きがみられたものの、女性の社会進出に対する意識の変化や政府による女性の活躍推進などにより、共働き世帯数や女性の就業率は高水準で推移しており、保育に対する需要は引き続き高い状況にあります。

政府・自治体は、保育需要増加に対応すべく、保育の受け皿拡大を目的に保育士確保や保育所整備の施策を講じており、2020年度末までに保育の受け皿を300万人分程度とする方針を掲げております。また、内閣府による「子ども・子育て会議」(2020年10月5日開催)において14.1万人分の保育の受け皿が不足するとの試算が示され、2024年度末までに新たに10万人超分の保育の受け皿を整備する検討が進められております。

これら政府の取り組みにより、当社グループが重点的に注力している東京都心部では保育需要の増加が続いていることを映して、保育所の新設に対する需要は当面続くと見込まれます。高齢化や総人口の減少による労働人口の減少が懸念されるなかで、経済の活力の担い手となる女性の社会進出のためには保育環境の整備、保育の質向上が課題であり、子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増しております。

こうした状況のもと、当社グループは東京都と神奈川県において、新規施設の開発を進め、当連結会計年度に以下のとおり認可保育所７施設、児童発達支援事業所３施設を開設しております。

その結果、当社グループは当連結会計年度末時点で認可保育所125施設（東京都91施設、神奈川県25施設、千葉県３施設、埼玉県１施設、大阪府５施設)、認証保育所・認定こども園等保育施設23施設、企業主導型保育所11施設、学童クラブ・児童館13施設、児童発達支援事業所４施設の計176施設を営んでおります。

・新規に開設した施設
(認可保育所)
東京都
グローバルキッズしののめ園
グローバルキッズ曳舟保育園
グローバルキッズ目黒園
グローバルキッズ六郷保育園
グローバルキッズ小金井第二保育園

神奈川県
グローバルキッズ大倉山園
グローバルキッズ大船園

(児童発達支援事業所)
東京都
グローバルキッズAct目白

神奈川県
グローバルキッズAct大倉山
グローバルキッズAct宮前平

上記の結果、当連結会計年度は、売上高22,160百万円(前期比12.5％増)、営業利益477百万円(同175.0％増)、経常利益916百万円(同48.7％減)、親会社株主に帰属する当期純利益438百万円(同60.8％減)となりました。
なお、当社グループは「子育て支援事業」の単一セグメントであるため、事業別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は849百万円で、その主なものは次のとおりであります。

セグメントの名称	設備の内容	設備の形態	投資金額
子育て支援事業	グローバルキッズ大船園	認可保育所	113百万円
	グローバルキッズしののめ園	認可保育所	110百万円
	グローバルキッズ大倉山園	認可保育所	106百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として478百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社の連結子会社である株式会社グローバルキッズは、2020年１月１日付で「えんマッチ」事業（※）を日本生命保険相互会社の子会社である株式会社ライフケアパートナーズに事業承継いたしました。

※「えんマッチ」とは、育休中社員の早期の職場復帰のために保育園利用枠を確保したい企業に、企業主導型保育所の企業枠を提供する保育版シェアリングエコノミーモデルのことです。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 2 期 (2017年9月期)	第 3 期 (2018年9月期)	第 4 期 (2019年9月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売　　上　　高（百万円）	13,155	17,032	19,694	22,160
経　常　利　益（百万円）	1,477	1,917	1,786	916
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	791	559	1,116	438
1株当たり当期純利益　（円）	95.22	62.63	122.24	47.65
総　　資　　産（百万円）	13,952	15,691	18,259	18,561
純　　資　　産（百万円）	5,924	6,577	7,706	8,146
1株当たり純資産　（円）	681.37	720.33	840.44	882.76

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバルキッズ	30百万円	100%	子育て支援事業

（注） 事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社グローバルキッズ
特定完全子会社の住所	東京都千代田区富士見二丁目14番36号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,468百万円
当社の総資産額	4,856百万円

(4) 対処すべき課題

我が国は、成長戦略の一つとして女性が輝く日本を念頭に「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「女性役員・管理職の増加」に向けた対策が進められています。このように保育事業に対する国の関心が高まるなかで、当社グループとしてさらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

① 保育の質の維持・向上

運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、及び諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士の質の維持・向上を図ります。具体的な施策として、各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を検討してまいります。これに加え、第三者評価を通じた利用者からの指摘事項の改善等を定期的に行います。また、当社グループの保育方針をより一層、浸透させるため、施設長や本部スタッフに対する研修の実施を進めてまいります。

② 人材育成力の強化

子ども・子育て支援制度などの国や自治体の保育方針に関する勉強会や保育士試験の講座、アレルギー研修等、各職位に応じた研修カリキュラムの充実や研修参加の推奨により、施設長等、管理職水準の人材の早期育成体制の強化を目指します。また、ヨーロッパの保育所において現地の多様な保育を学ぶ海外研修を通じて、当社グループにおける保育の幅を広げる取り組みを実施しております。

③ 採用力の強化等を通じた人材の確保

運営施設数の増加により、保育士資格を有する優秀な人材の確保が急務であります。しかしながら、保育士資格を有する求職者が不足していることから、特に首都圏においては、年々、採用が難しくなる傾向にあります。そのため、これまでの経験者を中心とする採用に加え、新卒者の採用にも一層注力することで採用力の強化に努めます。また、当社グループの職員からの保育士等の紹介・推薦によるリファラル採用に力を入れるなど、採用の多様化にも注力しております。

なお、社員寮などの福利厚生や海外研修など研修制度の充実、処遇改善や有給取得促進制度の充実等を通じた魅力ある就労環境の提供を通じて人材の長期雇用にも努めます。

④　戦略的な地域展開

当社グループは、これまで待機児童が集中する東京23区などの首都圏都心部を中心に運営施設の拡大に努めてまいりました。今後、少子化や待機児童の解消により児童等の獲得が難しくなる懸念がありますが、首都圏都心部においては、他の地域に比べ児童の確保に優位性があると見込んでおります。開設ペースは、従来に比べ抑制するものの、当該エリアを中心に新規施設を開設していく方針です。

[全国及び東京都における待機児童数]

	2018年４月１日時点		2019年４月１日時点		2020年４月１日時点	
	待機児童数	割合	待機児童数	割合	待機児童数	割合
東京都	5,414人	27.2%	3,690人	22.0%	2,343人	18.8%
全国	19,895人	100.0%	16,772人	100.0%	12,439人	100.0%

出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」
東京都「都内の保育サービスの状況について」

⑤　効率的な事業運営の推進

運営施設数の増加に伴い、備品購入等における規模のメリットの享受や運営業務の一元化、システム導入等を積極的に推進することで、運営コストを抑制しながら効果的・安定的な事業運営が行えるよう努めます。

⑥　安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

当社グループは、現在、各施設の開発資金や運転資金の確保を、主に金融機関からの借入に依拠しております。今後も、積極的に開発を進め、安定した事業運営を行うためにも、諸施策を通じた安定的な資金調達の確保を図るとともに、収益力の向上による財務基盤の強化に努めます。

⑦　事業の拡大と安定化

当社グループの収益は、現在、概ね子育て支援事業に依拠しており、国や自治体の政策等に大きく影響を受けている状況です。当該状況を踏まえ、当社グループでは子育て支援事業以外に保育に関連する周辺事業を中心に収益基盤の拡充に取り組んでおります。具体的には、児童発達支援事業やコンサルティング事業、給食受託事業、研修事業、事務業務の受託事業等の拡大・参入等を検討してまいります。

また、新規の保育施設については、安定的な運営が見込みやすい認可保育所を中心とすること及び、認可以外の既存施設についても認可保育所へと転換を進めることで、収益基盤の一層の安定化に努めます。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石橋 宜忠	㈱グローバルキッズ 代表取締役社長
代表取締役	中正 雄一	㈱グローバルキッズ 代表取締役 ㈻茂来学園 理事長
取締役	石井 光暢	㈱エコグリーンホールディングス 代表取締役 ㈱グローバルキッズ 取締役
取締役	出口 治明	立命館アジア太平洋大学（APU） 学長 ㈱サンワカンパニー 社外取締役
取締役	桑戸 真二	㈱アーバンフューネスコーポレーション(現むすびす㈱) 社外取締役 ㈱福祉総研 代表取締役 ㈱あすき 社外取締役
常勤監査役	橋口 晶子	㈱グローバルキッズ 常勤監査役
監査役	片岡 理恵子 (戸籍名 竹田 理恵子)	京橋法律事務所 弁護士
監査役	石崎 信明	㈱オークファン 監査役

（注）1. 取締役石井光暢氏、出口治明氏及び桑戸真二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）及び石崎信明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役橋口晶子氏は、常勤監査役であり、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役石井光暢氏、出口治明氏及び桑戸真二氏並びに監査役橋口晶子氏、片岡理恵子氏（戸籍名 竹田理恵子）及び石崎信明氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 代表取締役社長石橋宜忠氏は、2020年10月31日に取締役を辞任いたしました。なお、当該取締役の地位は、退任時の地位であります。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役 （うち社外取締役）	5名 (3名)	44百万円 (7百万円)
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	12百万円 (12百万円)
合　計 （うち社外役員）	8名 (6名)	56百万円 (19百万円)

（注）1. 取締役の報酬限度額は、2015年12月17日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。また、別枠で2017年12月19日開催の定時取締役会において、譲渡制限付株式報酬として年額50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2015年12月17日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額（取締役２名（うち社外取締役０名）に対し２百万円）が含まれております。

※本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入としております。

連結貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,194**	**流動負債**	**3,466**
現金及び預金	1,816	１年内返済予定の長期借入金	859
未収入金	1,797	未払金	1,261
前払費用	574	未払法人税等	370
その他	6	前受金	127
固定資産	**14,366**	賞与引当金	586
有形固定資産	**11,666**	役員退職慰労引当金	24
建物及び構築物（純額）	10,523	その他	237
土地	635	**固定負債**	**6,947**
建設仮勘定	107	長期借入金	4,487
その他（純額）	400	退職給付に係る負債	340
無形固定資産	**56**	繰延税金負債	1,773
ソフトウエア	52	資産除去債務	343
ソフトウエア仮勘定	4	その他	2
投資その他の資産	**2,643**	**負債合計**	**10,414**
投資有価証券	113	（純資産の部）	
長期前払費用	570	**株主資本**	**8,205**
敷金及び保証金	1,632	資本金	1,278
建設協力金	304	資本剰余金	1,967
繰延税金資産	23	利益剰余金	4,960
その他	0	自己株式	△1
		その他の包括利益累計額	**△77**
		その他有価証券評価差額金	1
		退職給付に係る調整累計額	△79
		新株予約権	**19**
		純資産合計	**8,146**
資産合計	**18,561**	**負債純資産合計**	**18,561**

連結損益計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**22,160**
売上原価		**19,385**
売上総利益		**2,774**
販売費及び一般管理費		**2,296**
営業利益		**477**
営業外収益		
受取利息	6	
補助金収入	606	
その他	2	615
営業外費用		
支払利息	28	
開設準備費用	143	
その他	5	177
経常利益		**916**
特別利益		
事業譲渡益	27	27
特別損失		
減損損失	137	
投資有価証券評価損	6	
関係会社株式評価損	26	169
税金等調整前当期純利益		**774**
法人税、住民税及び事業税	425	
法人税等調整額	△89	336
当期純利益		**438**
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		**438**

貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**426**	**流動負債**	**167**
現金及び預金	359	未払金	18
		未払法人税等	100
未収入金	63	役員退職慰労引当金	24
		その他	25
前払費用	3	**負債合計**	**167**
固定資産	**4,429**	（純資産の部）	
		株主資本	**4,668**
無形固定資産	**2**	**資本金**	**1,278**
		資本剰余金	**2,547**
ソフトウエア	2	資本準備金	2,547
投資その他の資産	**4,427**	**利益剰余金**	**843**
		その他利益剰余金	843
投資有価証券	85	繰越利益剰余金	843
		自己株式	**△1**
関係会社株式	1,468	**評価・換算差額等**	**1**
関係会社長期貸付金	2,850	その他有価証券評価差額金	1
		新株予約権	**19**
繰延税金資産	23	**純資産合計**	**4,689**
資産合計	**4,856**	**負債純資産合計**	**4,856**

損 益 計 算 書

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**691**
営業費用		**310**
営業利益		**380**
営業外収益		
受取利息	14	14
経常利益		**395**
特別損失		
投資有価証券評価損	6	
関係会社株式評価損	26	32
税引前当期純利益		**363**
法人税、住民税及び事業税	151	
法人税等調整額	△14	137
当期純利益		**225**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社グローバルキッズCOMPANY
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉　江　俊　志　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルキッズCOMPANY及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重 要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月20日

株式会社グローバルキッズCOMPANY
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　杉　江　俊　志　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グローバルキッズCOMPANYの2019年10月１日から2020年９月30日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年10月１日から2020年9月30日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月25日

株式会社グローバルキッズCOMPANY　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　橋　口　晶　子　㊞

社外監査役　片　岡　理恵子（戸籍名　竹田　理恵子）　㊞

社外監査役　石　崎　信　明　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役３名選任の件

2020年10月31日をもって代表取締役社長の石橋宜忠氏が退任されました。つきましては、当社の経営体制の一層の強化を図るため、取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）
1	須郷　達也（すごう　たつや） （1960年5月13日生） 所有する当社の株式数 798株	1985年４月　ピジョン(株)入社 1999年４月　同社執行役員　子育て支援事業部長 ピジョンハーツ(株)代表取締役社長 2007年４月　Pigeon Singapore Pte. Ltd. 代表取締役社長 2009年11月　Pigeon India Pvt. Ltd. 代表取締役社長(兼任) 2011年１月　Pigeon Malaysia Sdn. Bhd. 代表取締役社長(兼任) 2012年４月　PHP兵庫(株)（現ピジョンマニュファクチャリング兵庫(株)）代表取締役社長 2013年４月　(株)ジャクパ入社 ６月　同社専務取締役 2019年４月　同社代表取締役社長 ８月　(株)グローバルキッズ入社　経営企画部長 2020年11月　同社取締役 経営企画部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 子育て支援や幼児教育分野における上場企業（海外事業含む）での経営幹部として、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣の中心的役割を担う取締役として適任であると判断しております。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）
2	宇田川 三郎（うだがわ さぶろう） （1972年5月13日生） 所有する当社の株式数 272,588株	1997年４月　東京ハーティサービス(株)入社 2010年10月　(株)グローバルキッズ入社 2011年７月　同社執行役員 総務部長 2013年10月　同社執行役員 経営管理部長 2015年４月　同社取締役 総務人事部長 兼 財務経理部長 2015年10月　同社取締役 保育事業部長 (株)グローバルグループ（現当社）取締役 2017年10月　(株)グローバルキッズ執行役員 人事部長 12月　当社取締役退任 2018年８月　(株)グローバルキッズ人財サポート部長 2020年11月　同社取締役 人財サポート部長（現任）
		【取締役候補者とした理由】 当社の主要な子会社である㈱グローバルキッズにおいて、総務および人事部署等の管理部門から事業部門まで幅広い業務を歴任し、児童福祉分野の経営における十分な知見を有していることから、当社経営を担う取締役として適任であると判断しております。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）
3	田浦　秀一（たうら　しゅういち） （1978年1月6日生） 所有する当社の株式数 220,870株	2000年５月　(有)レニアエステート入社 2001年７月　(株)神戸屋入社 2005年３月　フクダライフテック常陽(株)入社 2008年５月　(株)グローバルキッズ入社 2011年７月　同社執行役員 開発部長 2013年10月　同社執行役員 保育事業部長 2015年４月　同社取締役 保育事業部長 2015年10月　同社取締役 開発部長 (株)グローバルグループ（現当社）取締役 2016年８月　東京建物キッズ(株)取締役（現任） 2017年10月　(株)グローバルキッズ執行役員 開発部長 12月　当社取締役 退任 2018年８月　(株)グローバルキッズ施設開発サポート部長 兼 保育サポート部長 2020年11月　同社取締役　施設開発サポート部長 兼 保育サポート部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 当社の主要な子会社である㈱グローバルキッズにおいて、主に施設開発部門の責任者として多数の開園に携わりながら保育事業における責任者を歴任し、児童発達支援事業を立ち上げる等、児童福祉分野の経営における幅広い知見を有していることから、当社経営を担う取締役として適任であると判断しています。

（注）各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第２号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2020年10月31日をもって取締役を退任された石橋宜忠氏に対し、在任中の労に報いるため、2,400万円の退職慰労金を贈呈したいと存じます。

同氏は、2011年6月に当社グループの主要な事業会社である株式会社グローバルキッズの社外取締役に就任、2015年10月に当社社外取締役に就任、2017年10月に当社代表取締役社長に就任いたしました。同氏の、当社グループにおける通算９年４か月の取締役在任期間において、当社は2016年3月に東京証券取引所マザーズ市場に株式上場を果たし、2017年9月に東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更いたしました。更に、同氏の当社代表取締役社長在任中には、新たな事業分野への展開を推し進めるとともに、保育施設における保護者とのコミュニケーション円滑化や保育士業務の効率化を図る電子ツールの導入に取り組みました。その結果、当社は当事業年度において営業利益の過去最高益を達成する等、同氏は当社の業容拡大並びに上場企業としての成長・躍進に多大な貢献をいたしました。

なお、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
石橋　宜忠（いしばし　よしただ）	2011年６月　(株)グローバルキッズ社外取締役 2015年10月　(株)グローバルグループ（現当社）社外取締役 2017年10月　当社代表取締役社長 (株)グローバルキッズ代表取締役社長 2020年10月　当社取締役退任 (株)グローバルキッズ取締役退任

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区富士見二丁目14番37号
富士見イーストＢ１Ｆ　会議室
TEL 03－3221－3770

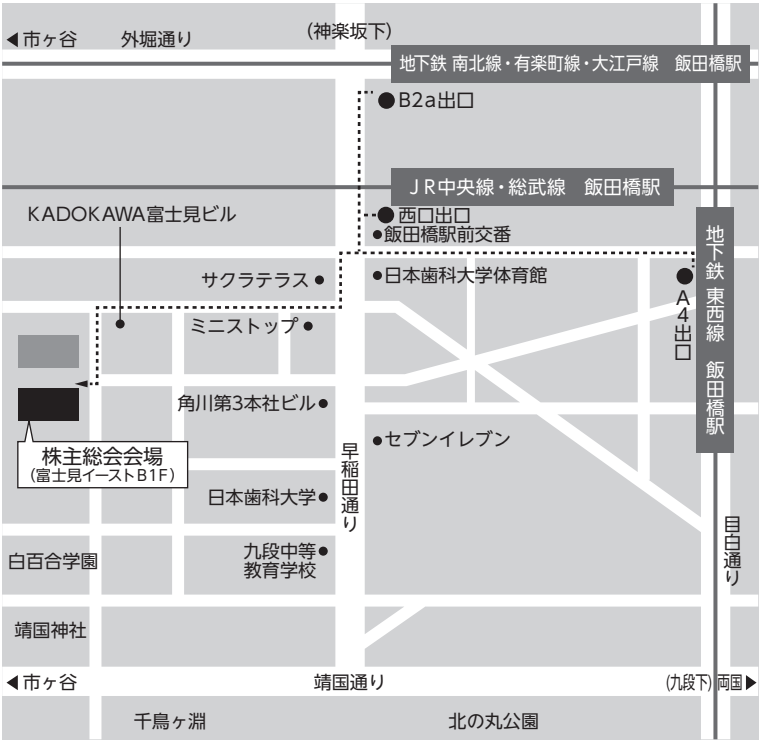

交通　JR中央線・総武線「飯田橋駅」西口出口より徒歩５分
東京メトロ東西線「飯田橋駅」Ａ４出口より徒歩７分
東京メトロ南北線・有楽町線、都営地下鉄大江戸線「飯田橋駅」
Ｂ２a出口より徒歩７分